証券コード　3814
2020年6月18日

株主各位

（本店所在地）山口県宇部市西本町二丁目14番30号
（本社事務所）山口県山陽小野田市千崎128番地
株式会社アルファクス・フード・システム
代表取締役社長　田村隆盛

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年７月２日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　時　　2020年７月３日（金曜日）午前10時
２．場　所　　山口県山陽小野田市千崎128番地（江汐公園内）
　　ナチュラルグリーンパークホテル
　　２階「つつじの間」（巻末の会場ご案内図をご参照ください。）
３．株主総会の目的事項
　報告事項
　　会計処理問題に関する調査報告の件
　決議事項
　　第１号議案　定款一部変更の件
　　第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件
　　第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
　　第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
　　第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件
　　第６号議案　会計監査人選任の件

以　上

＊当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
＊株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。（https://www.afs.co.jp）

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社は、コーポレートガバナンスを充実させることに加え、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、意思決定の迅速化を実現することを目的とし監査等委員会設置会社に移行したいと考えております。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行います。

なお、本定款変更は、本臨時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（取締役の員数） 第 20 条　当会社の取締役は、６名以内とする。	（取締役の員数） 第 20 条　当会社の取締役<u>（監査等委員である取締役を除く。）</u>は、６名以内とする。
（新設）	②　<u>当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。</u>
（取締役の選任方法） 第 21 条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。	（取締役の選任方法） 第 21 条　取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>株主総会の決議によって選任する。
②　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。	②　（現行どおり）
③　取締役の選任決議は、累積投票によらない。	③　（現行どおり）

現行定款	変更案
（取締役の任期） 第 22 条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（取締役の任期） 第 22 条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
②　任期満了前に退任した取締役の補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期が満了すべき時までとする。	②　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	③　任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期が満了すべき時までとする。
（役付取締役） 第 23 条　取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役社長１名を選定し、必要に応じて取締役会長１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。	（役付取締役） 第 23 条　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長１名を選定し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。
②　他の役付取締役は、取締役社長を補佐して業務を執行する。	②　（現行どおり）
（取締役会の招集権者および議長） 第 25 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。	（取締役会の招集権者および議長） 第 25 条　（現行どおり）
②　取締役社長に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。	②　（現行どおり）
③　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。	③　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。
（取締役会の決議の省略） 第 27 条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	（取締役会の決議の省略） 第 27 条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

現行定款	変更案
（取締役会の議事録） 第 28 条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。	（取締役会の議事録） 第 28 条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。
（取締役の報酬等） 第 30 条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第 30 条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議によって定めるものとする。
第５章　監査役および監査役会	（削除）
（監査役の設置） 第 32 条　当会社は監査役および監査役会を置く。	（削除）
（監査役の員数） 第 33 条　当会社の監査役は、４名以内とする。	（削除）
（監査役の選任方法） 第 34 条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ②　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。	（削除）
（監査役の任期） 第 35 条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②　期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了する時までとする。	（削除）
（常勤監査役） 第 36 条　監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。	（削除）
（監査役会の招集通知） 第 37 条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することが出来る。	（削除）

現行定款	変更案
（監査役会の決議の方法） 第 38 条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削除）
（監査役会の議事録） 第 39 条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。	（削除）
（監査役会規程） 第 40 条　監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削除）
（監査役の報酬等） 第 41 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
（監査役の責任免除） 第 42 条　当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 ②　当会社は、監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	（削除）
（新設）	第５章　監査等委員会
（新設）	（監査等委員会の設置） 第 32 条　当会社は、監査等委員会を置く。
（新設）	（常勤の監査等委員） 第 33 条　監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

現行定款	変更案
（新設）	（監査等委員会の招集通知） 第 34 条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
（新設）	（監査等委員会の決議の方法） 第 35 条　監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数をもって行う。
（新設）	（監査等委員会の議事録） 第 36 条　監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。
（新設）	（監査等委員会規程） 第 37 条　監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第6章　会計監査人	第6章　会計監査人
第 43 条　（条文省略）	第 38 条　（現行どおり）
第 44 条　（条文省略）	第 39 条　（現行どおり）
第 45 条　（条文省略）	第 40 条　（現行どおり）
（会計監査人の報酬等） 第 46 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第 41 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第7章　計　　算	第7章　計　　算
第 47 条～第 50 条　（条文省略）	第 42 条～第 45 条　（現行どおり）
（新設）	附　　則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 第 1 条　当会社は、2020年7月3日開催の臨時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（６名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了いたします。つきましては、機動的意思決定が行えるよう以下の通り、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）３名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	田村隆盛（たむらたかもり） （1961年10月15日生）	1980年６月　山口トスバック㈱　入社 1983年10月　カワサキ建装㈱（㈱アルファクスに社名変更）入社 1983年10月　同社企画情報室長 1993年12月　当社設立　代表取締役社長　就任 2014年10月　当社取締役　就任 2014年12月　当社代表取締役社長　就任（現任）	1,286,939株
2	藤井由実子（ふじいゆみこ） （本名：田村由実子） （1967年11月６日生）	1991年４月　㈱アルファクス　入社 1993年12月　当社共同設立 1999年９月　当社取締役　就任 2006年２月　当社執行役員　就任 2007年10月　ナチュラルグリーンリゾート㈱代表取締役社長　就任 2014年12月　当社常務上席執行役員　就任 2016年12月　㈱AFSマーケティング取締役就任（現任） 2017年10月　ナチュラルグリーンリゾート㈱代表取締役社長　辞任 2017年12月　当社専務取締役　就任（現任）	13,500株
3	井手修一（いでしゅういち） （1956年６月16日生）	1995年８月　当社入社 1998年４月　当社システム営業本部長 2000年４月　当社取締役営業統括部長　就任 2006年２月　当社執行役員営業部長　就任 2010年６月　当社執行役員マーケティング部長　就任 2017年12月　当社常務取締役　就任（現任）	7,500株

（注）１．田村隆盛氏は当社の親会社等であります。
２．藤井由実子氏は、当社の親会社等の２親等以内の親族であります。
３．井手修一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
４．各候補者の「所有する当社の株式数」は、2020年５月31日現在のものであります。

第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役４名（全員社外取締役）の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	栃木（とちぎ）　伸二郎（しんじろう） （1969年7月14日生）	1993年11月　中央監査法人（現ＥＹ新日本有限責任監査法人）入所 1998年 4月　公認会計士登録 2001年 8月　栃木公認会計士事務所　開設（現任） 2002年 4月　税理士登録 2011年 4月　税理士法人あすか社員 2014年 9月　税理士法人あすか代表　就任（現任） 2014年12月　当社社外監査役　就任 2015年12月　当社社外取締役　就任（現任）	―株
2	佐藤（さとう）　久典（ひさのり） （1969年6月7日生）	1995年 4月　宇部市役所　入所 2010年12月　弁護士登録　佐藤久典法律事務所（現宇部・山陽小野田総合法律事務所）開設（現任） 2014年11月　司法書士登録 2015年 4月　当社仮監査役　就任 2016年12月　税理士登録 2017年12月　当社非常勤監査役（社外）　就任（現任） 2018年 6月　チタン工業㈱　社外取締役監査等委員　就任（現任）	―株
3	高山（たかやま）　行紀（ゆきのり） （1974年8月20日生）	1993年10月　監査法人トーマツ（現　有限責任監査法人トーマツ）入所 2004年 6月　公認会計士登録 2017年11月　高山行紀公認会計士事務所開所（現任）	―株
4	木下（きのした）　輝彦（てるひこ） （1972年1月27日生）	1995年 4月　株式会社せとうち銀行入社 2007年 3月　株式会社ジャパンプラットフォーム入社 2009年 9月　株式会社西京銀行入社 2019年 1月　株式会社エコー・システム入社 2020年 4月　株式会社ツバメ・イータイム取締役　就任（現任）	―株

（注）１．栃木伸二郎氏、佐藤久典氏、高山行紀氏、木下輝彦氏は社外取締役候補者であります。
２．当社は、取締役の栃木伸二郎氏、佐藤久典氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
３．社外取締役候補者との責任限定契約について
（１）当社は、栃木伸二郎氏との間で、責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金500万円以上または法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。なお、同氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
（２）当社は、佐藤久典氏との間で、責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円以上または法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。なお、同氏の選任が承認された場合、損害賠償責任の限度額を、金500万円以上または法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする契約を、社外取締役として改めて締結する予定であります。
（３）当社は、高山行紀氏、木下輝彦氏の選任が承認された場合は、責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。
４．栃木伸二郎氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏の当社での社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって４年６カ月となります。
５．各候補者の「所有する当社の株式数」は、2020年５月31日現在のものであります。
６．社外取締役候補者の選任理由
（１）栃木伸二郎氏は、公認会計士としての経験・識見が豊富であり、特に財務面における監視を遂行するに適任であります。既に当社社外監査役および当社社外取締役に就任した期間において、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいており、今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断いたしました。
（２）佐藤久典氏は、当社本社所在地近隣の弁護士、税理士として活躍されており、特にコンプライアンスにおける法令遵守を遂行するに適任であります。既に当社仮監査役および社外監査役に就任した期間において、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいており、今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断いたしました。
（３）高山行紀氏（新任）は、当社本社所在地山口県に事務所を開所されている公認会計士として、当社の財務面における監視を遂行するに適任であると判断いたしました。
（４）木下輝彦氏（新任）は、当社本社所在地山口県の企業の取締役であり、取締役の実務監視、銀行出身者でもあることから経営面への適切な意見が期待できることなどから適任であると判断いたしました。
７．栃木伸二郎氏、佐藤久典氏、高山行紀氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、専門知識を有し、各氏、個人事務所を経営している立場から、高い見識を有していることから、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
８．栃木伸二郎氏が当社社外取締役に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社において法令または定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実
当社は2020年２月に、ボイラー早期売上計上および減損会計などで不適切な会計処理が発覚しました。同氏は、当該事実の発生の予防のため、毎月開催される取締役会において決議事項や報告事項等の審議等を通じて、他の取締役らの業務執行が適法・適正に行われているか監視しておりました。当該事実発生

後において、同氏は当該事実に関する社内調査に関わり、事実の究明と再発防止のための経理指導を行うなどその職責を果たしております。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。当社の取締役の報酬限度額は、2009年12月26日開催の第16回定時株主総会において、年額140百万円以内（但し、使用人分給与を含まない。）、また、別枠で株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を年額10百万円以内の範囲で割り当てることにつき、ご承認いただき現在に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して年額88百万円以内（但し、使用人分給与を含まない。）とさせていただきたいと存じます。現在の取締役は６名（うち社外取締役２名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第１号議案及び第２号議案が原案どおり承認可決されますと、３名となります。なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。当社の監査役の報酬限度額は、2009年12月26日開催の第16回定時株主総会において、年額28百万円以内、また、別枠で株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を年額２百万円以内の範囲で割り当てることにつき、ご承認いただき現在に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の報酬額を経済情勢等諸般の事情も考慮して年額15百万円以内とさせていただきたいと存じます。本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第１号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと４名となります。なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第６号議案　会計監査人選任の件

当社は、2020年２月４日に「一時会計監査人に関するお知らせ」で公表したとおり、一時会計監査人として監査法人アリアを選任し、現在に至っております。当社といたしましては、会計監査の継続性を確保するため、引き続き同監査法人が当社の会計監査人として相当であり、独立性及び専門性、監査活動の適切性、効率性等を総合的に判断し、監査役会の決定により、同監査法人を会計監査人の候補者といたしました。

（2020年６月18日現在）

（１）名称	監査法人アリア
（２）事務所の所在地	東京都港区浜松町一丁目30番５号
（３）沿革	平成18年５月設立
（４）概要	出資金　７百万円 上場会社をはじめとする監査関与会社数　26社 構成人員　公認会計士等　17名

以上

「新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ」

当社臨時株主総会における、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた当社の対応について、以下のとおりご案内させていただきます。

株主の皆様のご理解とご協力をお願い申しあげます。

【当社の対応について】

・株主総会に出席する取締役、監査役及び運営係員は、マスクを着用してご対応させていただく場合がございます。

・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営係員がお声掛けをさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。

【ご来場される株主様へ】

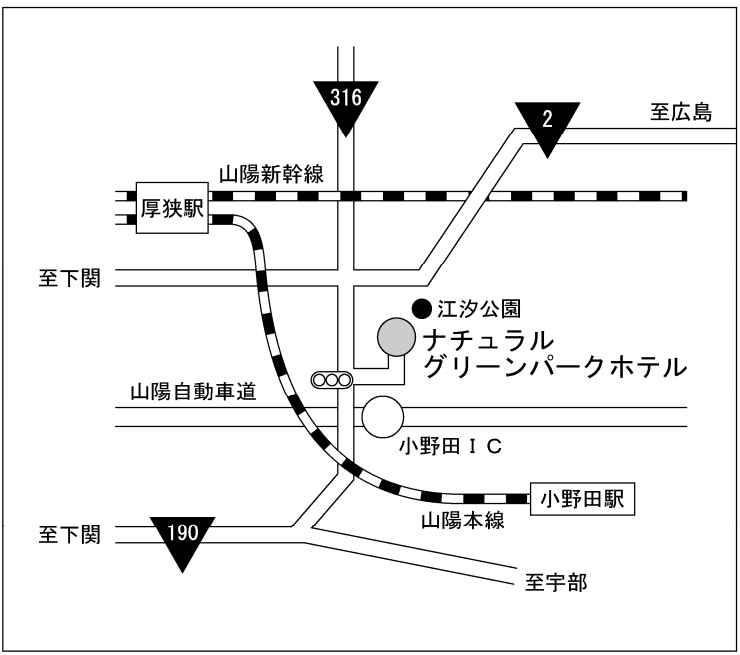
・株主総会会場におきましては、受付前に検温をさせていただく場合がございます。また、マスクのご着用やアルコール消毒液のご使用等のご協力をお願いする場合がございます。

・会場内では、席を空けてご着席をお願いする場合がございます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、
当社ウェブサイト（https://www.afs.co.jp）にてお知らせいたします。

株主総会　会場ご案内図

【会　　場】
山口県山陽小野田市千崎128番地（江汐公園内）
ナチュラルグリーンパークホテル　2階「つつじの間」
電話：0836−84−2323



【交通のご案内】

●山口宇部空港より有料道路経由で約20分
●山陽自動車道小野田ICよりお車で約３分
●ＪＲ山陽新幹線厚狭駅よりお車で約10分
●ＪＲ山陽本線小野田駅よりお車で約５分